

令和7年度 宍粟市学童保育事業の利用について（募集用）

☆申請方法

学童保育

以下の申請書に必要事項を記載し、証明書類等を添付のうえ、申請してください。

○学童保育事業利用申請書兼誓約書（裏面：利用者調査票）

○就労等証明書または利用事由に応じた証明・確認書類

※様式は市のホームページからダウンロード可

◆書類に不備がある場合は受付できませんのでご注意ください。

◆同一世帯（同居や同一敷地内も含む）の親族など、児童の面倒をみる方がいる場合は利用できません。

☆申請書交付および受付場所

・こども未来課・一宮保健福祉課・波賀保健福祉課・千種保健福祉課・各学童保育所

☆受付期間・申請書提出期限

◆4月1日当初から利用希望の場合

令和6年10月16日（水）～令和6年11月15日（金）

◆年度途中随時利用希望の場合

利用開始希望月の前月10日締切（日祝日の場合は前倒し）

＜例＞夏休みから（7月22日～）利用希望の場合：6月10日まで＞

☆利用許可決定

利用申請者の家庭の状況等を審査し、当初決定（4月利用開始）は2月中旬頃、随時決定は、利用開始月の前月中旬頃に結果を通知します。なお、定員を超える場合は、低学年から優先的に決定させていただくことがあります。（随時申込の決定は、定員および支援員配置に余裕がある場合のみ決定を行います。）

1 学童保育事業とは

学童保育事業は、保護者が就労等により昼間家庭にいない場合に、授業等の終了後に学童保育所において適切な遊び及び生活の場を確保することにより、その児童の健全な育成を支援することを目的としています。



2 実施場所・開業日・休業日・実施時間について

（1）実施場所等（R6.10.1時点）

学童保育所名	電話	開設場所	対象/定員	土曜日・長期休業中実施場所	
				土曜日	長期休業中（月～金）
山崎学童保育所	6 2 - 0 6 1 6	山崎小学校内	小学生/55	城下	山崎
山崎西学童保育所	6 2 - 0 6 4 0	山崎西小学校内	小学生/30		山崎西
城下学童保育所	6 3 - 0 3 7 0	城下小学校敷地内	小学生/100		城下
河東学童保育所	6 2 - 0 7 1 6	河東小学校敷地内	小学生/80	河東	河東
神野学童保育所	6 2 - 0 6 5 0	旧神野幼稚園内	小学生/30		神野
薦沢学童保育所	6 5 - 0 7 2 5	薦沢小学校内	小学生/10		
一宮北学童保育所	7 4 - 8 0 0 0	旧御形寮内	小学生/30	一宮北	一宮北
はりま一宮学童保育所	7 2 - 1 0 1 5	はりま一宮小学校内	小学生/50	波賀	はりま一宮
波賀学童保育所	7 5 - 2 2 6 3	波賀小学校内	小学生/25		波賀
千種学童保育所	7 6 - 2 1 0 0	千種小学校内	小学生/30		千種
くりのみ学童クラブ	6 3 - 3 3 0 9	くりのみ学童クラブ	小学生/57	※くりのみ学童クラブへ直接お問い合わせ・お申込みください。	
誠心学園保育園学童教室	6 3 - 1 3 8 9	誠心学園保育園内	小学生/19	※誠心学園保育園学童教室へ直接お問い合わせ・お申込みください。	

※ 人数状況等により実施場所や定員等に変更する（合同で開設など）場合があります。

※ 城下学童は城下第二学童を含みます。

【重要】利用申請提出後から利用開始日までに申請を取り下げたい場合は、必ず利用取下届を提出ください。

(2) 開業日・休業日・実施時間

○開業日：日曜日・祝日を除く毎日※休日登校等により、平日が振替休業日となる場合は各所で1日保育を実施

○休業日：●夏季休暇（8月13日～15日） ●年末年始（12月29日～1月3日）

●年度の末日（新年度の受入準備）：3月31日が日曜日の場合は、前日の3月30日が休業

●児童の通所予定のない日 ●その他特に休業が必要な日（その都度通知します）

○実施時間：【平日】（授業日）：下校（降園）後から午後6時まで（午後6時に閉所）

【土曜日、長期休業日等の学校休業日】：午前8時から午後6時まで（午後6時に閉所）

※開所時間は必ず守ってください。また、午後6時閉所ですので、お迎えを午後6時までにお願ひします。

3 通所等の方法

- 平日の通所 → 下校後、各学校から各学童保育所へ通所します。
- 平日の退所及び土曜日・長期休業中の通所退所 → 児童の安全確保のため必ず保護者が責任をもって送迎を行ってください。

* 各学童保育所とも午後6時には閉所します。必ず時間内に迎えに来てください。

* 連続して午後6時以降の迎えになる場合は、退所していただくことがあります。

※ 送迎時は各学童保育所で指定された駐車場を利用するようにしてください。（場所によっては通行経路が定められている場合も有）

（時間内に迎えが難しい場合などは、ファミリーサポートセンターに会員登録をすることで、迎えをお願いできる場合がありますが、長期に渡る毎日の送迎については保障するものではありませんのでご了承ください。

詳しくは、宍粟市役所 子育て支援課内宍粟市ファミリーサポートセンター TEL 63-3176 へお問い合わせください。）

4 利用料等について

(1) 利用料について

	月額基本利用料	7月	8月	利用料以外の負担
小学生	6,000円	7,000円	8,000円	○1,200円（月額）おやつ代等諸雑費 ○傷害保険料800円（年額） ●連絡帳 2冊目から自費購入 〔※夏休み等短期利用の場合は1冊目から保護者負担〕

- 月の途中の利用開始、利用中止の場合も1か月分の利用料等を負担いただきます。（日割り計算はできません。）

- 利用料等は、毎月末日（末日が金融機関休業日の場合は、休業日明けの平日）に口座振替にて納付していただきますので、残高確認をお願いします。

- 利用料等を3か月以上納付せず、納付相談にも応じない場合は、退所していただきます。

(2) 利用料の減免について（おやつ代等諸雑費及び傷害保険料については減免対象外）※詳細はこども未来課にお問い合わせください。

小学校の要保護・準要保護の認定を受けている場合は、減免申請書の提出により月額基本利用料部分について減免措置を受けることができます。

5 昼食について

土曜日や長期休業中など昼食等が必要なとき（学校給食が行われないとき）は各自お弁当と水筒を持参させてください。

6 健康管理

- 事業実施中に生じた事故（ケガ）は応急措置をします。状況に応じ、保護者に迎えの連絡をさせていただきます。
- 利用開始時に全員、スポーツ安全保険に加入していただきますので、通院1日以上の治療で保険請求することができます。医療機関で受診される際は保険証・乳幼児医療受給者証を提示してください。
- 発熱等で体調不良となった時は緊急連絡先に連絡を入れます。お迎えにご協力ください。
- おやつは市販のものです。アレルギーがある場合は必ず申し出てください。
- 感染症にかかった場合は、学童保育所が集団生活の場であるため、治癒するまで事業の利用ができません。
- 学童保育所では原則与薬（点眼薬・塗り薬含む）は行いません。やむを得ない場合は与薬依頼書が必要ですのでお申し出ください。
- 学級（学年）閉鎖等になった場合は、その学級（学年）に属する児童は、事業の利用はできません。

7 利用決定後の届出事項について

各学童保育所へ申し出て書類を提出してください。

▼利用中止届：年度の途中で当事業の利用の必要がなくなった場合は、必ず「利用中止届」を提出してください。
利用中止届の提出があるまでは在籍児童として利用料等を徴収します。

▼届出内容変更届：住所・氏名・保護者・勤務先の会社・勤務場所・勤務時間の変更など当初申請書に記載した内容に変更がある場合は、届出内容変更届が必要です。

★「内定・採用予定」の就労証明で申請を提出された方は、実際に勤務が始まったら就労証明の再提出が必要です。

8 その他

- 学童保育所は、塾のように勉強を教えるところではありません。宿題の時間はとりますが、自己学習となります。
- その他、利用の詳細については、各学童保育所からのおたより等で随時お知らせします。